

2026年度 大阪公立大学個別学力検査(一般選抜 後期日程)

小論文 法学部「解答例」

第1問

問1

伝統的には経済政策や安全保障政策をめぐる争点が重要であったが、1970年代以降の世界では、原子力のような科学技術の制御や気候変動などの環境問題だけではなく、ジェンダーも政治的争点として浮上してきた。これら新しい争点の多くは、それぞれの社会問題の深刻化に対応する形で生じたものである。しかし、ジェンダーについては、歴史的に昔の方が今に比べて男女の不平等が深刻だったにもかかわらず、争点としての重要性は昔より現在の方が大きい。このことは賃金格差やケア労働に関する指標によって裏付けられる。女性にとっては問題状況が改善する一方で男性が享受してきた特権がはく奪されることは、男性にとって問題が深刻化することであり、単純に問題の深刻化により争点化した環境問題とジェンダーを同列に扱うことは男性的な発想であると言える。(350字)

問2

権力には表面的な一次元的権力だけではなく、争点化そのものを防ぐ二次元的権力と、紛争自体を消滅させる三次元的権力がある。長年にわたってジェンダーの問題は三次元的権力によって争点化を妨げられてきたが、現在では解決の必要な社会的争点だと認識する人が増えてきた。ただ、多数決でものごとを決定しようとしても、コンドルセのパラドックスによれば社会の多数派は確たる形では存在しない。いかなる意思決定も覆され続けるのでは何も決定できないので、議会の委員会制度や政党の党議拘束によって政治に秩序をもたらすことが期待される。秩序維持の優先は現状に肯定的な発想であり、独裁者が二次元的権力を行使して、特定の問題の争点化を妨害していると評価する余地がある。現状を覆すことを目的とするフェミニズム運動の立場からは、争点を限定する政治制度は男性支配を維持する役割を果たしていると言える。(379字)

第2問

問1

民主主義を、自分たちのことは自分たちで決めるという民主制を基礎とした、多数決による代表制という意味で捉えるのであれば、ヘイトスピーチ規制も、ヘイトスピーチの対象とされる少数者の権利を保護するために、代表者が立法でヘイトスピーチの表現の自由を制約するものとして、一応の正統性を備える、といえる。ただ、多数による既存秩序の維持に資することには変わりがない。これに対して、身分制を打破して認められた平等を淵源にもつ、デモクラシーという意味でとらえるのであれば、ヘイトスピーチも、これまで公共空間で発言する機会または資格を有しなかった人々が言葉を持つ存在であることを認めたくて、それらの人々が既存秩序に対して異議を述べる行動としての側面で、安易に否定されるべきではない。民主制において治者かつ被治者として統治し統治されるという関係を実現するためには、こうした自由な表現が必要とされるからである(悪質なヘイトスピーチは決して容認されないが)。(417字)

問2

人は自分で自分を表現することで、人格を発展させ、自己の可能性を実現する、という自己実現の考え方は、表現の自由を支える原理のひとつである。しかし、近時は、ヘイトスピーチをはじめとして、従来は私的な空間の私的な言論として存在しえたものが、例えばインターネットを通じて、害悪などをかえりみずそのまま、衆人環視の公的な空間で展開されるようになり、弱い立場にある者の自由と権利を貶める手段と化している。私的な言論は、実は、そのようなある種の権力性を持つことが可能であると、明らかになったのである。自己実現をいうだけであれば、私的な言論は最大限に尊重されるというのみで、その権力性の問題を十分に考慮することができない。考慮することができるのであれば、それは公的な空間で展開される議論であって、その議論を通じて正統性を得られるかどうかである。そしてこのことは、治者と被治者の同一性を実現するという自己統治の考え方に、基本的な構想が現れているはずである。従来 of 憲法学も、国家権力から自由がありさえすればそれでよいとして私的な言論の権力性には目を向けておらず、このような私的な言論と公的な言論の関係が、十分に理解されていなかった、ということが問題であると、筆者は考えている。(527 字)